

飛騨市スポーツ活動充実交付金 留意事項一覧表

【制度変更点】

当交付金について、令和6年度から下記事項が変更となりましたので、昨年度のまま申請されないようご注意ください。

①対象団体の追加

対象団体に「飛騨市地域クラブ活動実証事業の実証団体に認定された団体」を追加。

※ 運動部活動と実証団体の両方に所属する生徒に係る交付金は申請前に双方で折半（1団体当たり3,500円）とするか、協議の上でどちらか一方で全額（7,000円）申請してください。

②地域クラブ等団体申請書の様式追加

地域クラブは交付申請前に飛騨市スポーツ活動充実交付金地域クラブ等団体申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

※ スポーツ少年団、運動部活動、地域クラブ活動実証団体は本様式の提出は不要。

③基準日以前の支出に伴う事前着手届の様式追加

交付金の申請は基準日となる7月1日以降でなければ提出できませんが、特別な理由により、4月～6月に支出をする場合は、支出をする前に事前着手届（様式第2号）を提出しなければならない。

④算定基礎となる対象児童生徒の明確化

交付金の算定基礎となる対象児童生徒は、「飛騨市に住所を有し、現に居住している小中学生」となります。

【よくある誤った手続きの事例】

当交付金は令和4年度から始まり、令和6年度で3年目となりますが、例年誤った手続きをされるケースがあるため、その事例をご紹介します。

同様の手続きを行わないようにご注意ください。

〔事例1〕

年度末の3月になって、8月に購入した物品の交付金申請をしたいと市に問い合わせがあった。

→当交付金は事前申請制のため、原則事後申請は受付できません。このケースでは、基準日である7月から8月の購入日より前の間に申請手続きが必要です。

〔事例2〕

スポーツ少年団と運動部活動に所属する生徒がおり、両団体から同じ生徒に対する申請額が7千円ずつ申請があった。（本来は一人当たり7千円まで）

→一人当たりの上限額を超過しているため、申請前に両団体で協議を行い、当該生徒に対する申請額を3,500円ずつ、またはどちらか一方を7,000円で申請してください。

※まずは、所属する児童生徒が他の団体に所属していないか本人または保護者に確認し、団体間で申請額について協議をしてください。

〔事例3〕

遠征費に係る燃料費の領収書（レシート）の日付が大会の一週間前の日付だった。

→一週間前に燃料を補給するのは常識では考えにくいです。遠征の前日、当日、翌日のいずれかに補給した分を実績としてください。